

年 中 恒 例 記  
法 大 名 出 仕 記



特2-830

年中恒例記 一 從正月一日 至同七日

御對面之時公家法中西衆東の衆と申候廣橋大納言兼秀卿記

西衆 外様むき也

宮 伏見殿 常磐井殿 木寺殿

攝家 近衛 九條殿 鷹司殿 二條殿

清花 大鏡 德大寺 花山院 大炊御門 西園寺 院 正親町 四條

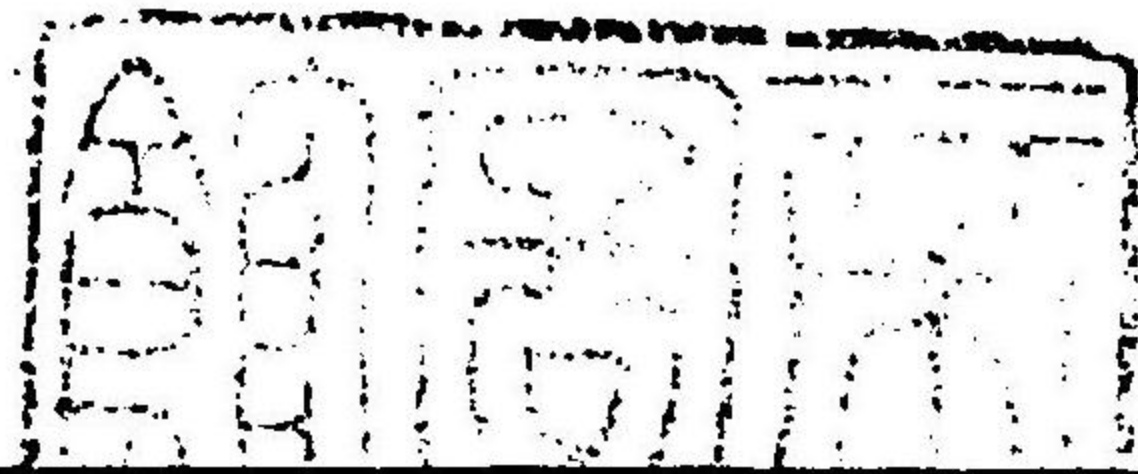
橋本 清水谷 葉室 小川 防城 綾小路 田向

園 持明院 高倉 南家 平松 高辻 五條 唐橋

河鱒 西洞院 水無瀬 法性寺 木幡 姊小路

勸修寺町 官務外記 但清家は東兼也

宮門跡并門跡護持僧法中への此分西の衆也此外への皆東の衆也護持僧



古今圖書集成 卷之... 一 見本館反



も不召加己前ハ東之衆にて候也

東之衆

節朔 日野 正親町 三條 烏丸 飛鳥井 高倉

廣橋以上六人根本直近也 三條西 勸修寺 中山 上冷泉

北畠伊勢國司 同木造 白川 山科 阿野 滋野井町

東防城

此外 甘露寺 柳原 小倉 松本號御中門

萬里小路近代節朝 中御門 下冷泉 醫陰兩道

清家外記宣覽 伊勢祭主 吉田 平野

應仁亂以前正月各御ねりぬき拜領之事伊勢同苗役之云々

大館伊豫入道常興説にハ點 伊勢肥前守盛富説にハ左點

三職 一重 大名 一重 外様 一重 御供衆 一重 公家衆 一重

四日

吉良殿 二重 東條殿 二重 又御父子出仕之時ハ息へハ 一重

今日出仕之外様並奉行衆御太刀金 拜領之但御前奉行にあらされハ不

被下之

有宣 一重 在通 一重 藝阿 一重 福壽 一重 遊永 一重

御硯さき 一重

五日

吉良殿 二重 澁川殿 一重 石橋殿 一重 伊勢 仁木 一重

四條 上杉 一重 神山 一重

但吉良殿へハ以御使被進之御使伊勢同苗



七日

田樂 一重 十二五郎 一重

八日

聖護院殿へ 五重 此外在之 三寶院殿へ 五重 實相院殿へ 五重

因幡堂執行 一重

北野法成院評定衆に御太刀 金 拜領之

十日

頼秀 一重

十一日

造官司 一重

十三日

岩倉衆 一重 賀茂御師 一重 日吉 一重

十四日

繪所 一重 土佐 一重 檢校 一重

十六日

御鞠御人數 一重宛

十七日

御弓細工 一重 五入 一重 鳩 一重

善法寺 三重又ハ二重

十八日

御的射手衆 一重 但十人數計也

十九日



日吉樹下 二重

廿日

山川執當 一重 便節 樂人御太刀 金 被下之

廿三日

春日御師 一重 但廿二日にも参也

年中記

大館伊與入道常興説にハ點 伊勢下総入道宗五説にハ鱗形

近年之記録之趣にハ丸 年中御對面並雜事少々

正月一日

公家大名外様御供衆御部屋衆申次衆番頭節朔衆走衆等也今日計也

御太刀 金 三職五ヶ日進上之

御弓御笠懸引目細州淡路守進上之

御太刀 金 二千疋之折紙日野殿進上之是ハ御参より申入を

御對面次第 御對面所へ御出坐之時御供衆御部屋衆申次衆懸御目

也然ハ近年ハ御用心に付て詰衆在之出仕之時ハ申次之次に懸御目也

上池院以下節朔之醫者也御供仕同朋者御供衆中一つれハ御目にハ

る也先規如此詰衆醫者同朋懸御目次第天文十二年正月朔日この分也

其後當番申次面々と申入て則三御盃並數の御盃参て死こしめされて

御酌の人數の御盃を少御右よを御とをへ取いたしてさて御酌人御

右のハたに祇候仕をてさて三職一人つハ金覆輪を持参候て進上被申

て其儘御盃頂戴あをて被退て次御相伴衆之大名一人ッ、被参候て御

盃頂戴也次に國持ハ外御相伴衆にうちつハさて被参也細川陸奥守京



極加賀守の國持に被准分也次末野赤松七條佐々木山内佐々木鞍智攝津修理大夫赤松越後佐々木黒田など事朔日の朝り参て御盃頂戴也御供衆一人つゝ被参て御酌の役人まで御盃頂戴あまて御膳あかりて後番頭節朔被懸御目て次走衆懸御目也其後申は公家と申入て三職進上之御太刀金一度に取申て御左よそのすみによせおけて置申也さて公家衆一人つゝ官位次第に被参也次に申は御案内申入られ候て常の御所へ還御也

山名一色息なこの國持の外様に立ちしりて御盃頂戴也

御弓笠懸引目淡路守持参候て其儘御盃頂戴也不参之時は申次申入也此御弓御引目の今日計なり

内儀にて七献参五ヶ日同

御誕生日こと御あらひよね御所により参

在富有春御身固在之毎月の事也

唐納豆二箱 大福田寺日不定

御こさのこ臺よすはる也光雲寺進上之日失念なり

椀飯出仕有之未刻管領自身乘馬 供十騎 貳三献参て御盃頂戴之御太刀金進上

之如此之椀飯出仕の應仁以前の事也乘馬後日に進上之

正月一日七日十五日三ヶ日大名以下上様へ御禮被申事當職一人の御前へ被参て御盃頂戴の其外御相伴衆並國持外様御供衆までいへるの御末裏辻内へ被参候て御盃頂戴之也東の御わき戸より被参候也其外申次番頭節朔の掛席の内よて頂戴公方様御盃の無頂戴之候へとも上様御盃の各項戴之也御酌の女中衆也



御臺様申の事常の申次存知之儀也

今日二三献參則御手つけ參也是の供御の以前に參也二重の二つ御のたへ一具つゝ參るへ一具つゝ一御かたへ參也正月五ヶ日此分也進士説

内儀にて五ヶ日參る御祝の三献めに御嘉例にて必ますひの坪付ひともしきこのこと此三色背よを參也子細在之云々進士説

今日より六日まで御をもゆ參御美女方より參進士説

正月五ヶ日貳三献よりさきに昆布あはひのちを參のちくりの正月計參也進士説

正月十五日まで朝夕の供御土器にて參同御方にて參

正月五ヶ日御對面所にての御手長會所之同朋衆也

御強飯供御儀式の末の刻に中藁紅のはまひをへきめむねのまもりをかけ上の御末掛席のきはにて御この供御を取渡被申候也

御手長伊勢同苗四五人各裏打也御手永の衆への大草からう取次ての

たし申大草より御こは供御調進によりて也此御こはたこの事曇花院殿被仰之今世に御こはの儀存知之仁ありたし曇花院殿なども一向くわしき事無御存知より被仰き御倉よりの下行に候

三職進上之御太刀十五日迄の御對面にたかれ其後八幡へ參

御扇一本日野殿御進上之毎月御進上也

御齒固事當月中以吉日と行之仍日不定此次第の事先御出坐以前伊勢守口付御祝を御坐敷にすへたらへ申す次に御出坐ありて大上藁のま着也御不參の時日野殿御酌にて三度被聞召て又御還坐也其後中



藤はらはうま着用之  
同むねの守懸 参して折敷上は臺と重て下にまきたる帛よてひきは  
 みて御末へ持出らるゝ也如此之後常之三盃参てあかりて御末にて  
 伊勢守並諏訪御盃給之御服拜領之也御酌中藤日取書アツキの有春朝臣對諏  
 訪取遣之御祝の大草調進之御倉よりの御下行大草と伊勢守と間の御  
 手承諏訪也此御祝三ヶ日の内にてあれはまつはに御對面ありて御  
 祝まいる也

さい花院説に日齒固上候ときはる祭物の事別に無之御白散のふる  
 にすわると也

元三の大口直垂にて出仕也但御部屋衆走衆者に素襖也節朔衆之内猶  
 葉一人の小素襖也

年中日まよく月まよくたひこと御殿のむねを三所計こもにてつゝ

み申候也

檜皮師の役也公人相副也

年中御さにはの供御昔の毎日参四膳参也御生飯とせられて則あかり申  
 也大草調進之大草のへ申御祝御料所數多在之時の如此毎日参也  
 近年の若州青江のわり知行の間毎月朔日より外不参となり大草入道  
 説也只今の節朔の御誕生日計参也

當月四季の御祈とて泰山府君乃御祭在之寛正度までの祭料御太刀一  
 腰御馬一疋三千疋被下之長亨の度の千疋被下之云々有春説也同有富  
 方への同祭料三千疋御太刀一腰御馬一疋被置也云々在富説也是の天  
 曹地府祈也五月九月十二月同之

月次御祈在之毎月同前御太刀一腰被出之在富春説也両家同前也



二日

御對面御盃朔日に同

御對面己後年始御乘馬始有之御むち御杵或ハ伊勢守又淡路守或ハ御部屋衆又ハ小笠原勤御馬々ハ御麻次郎四郎ひきて參て松の御庭にて三度打廻さる、其後御麻次郎四郎御服を被下なり或ハ御部屋衆或伊勢守被下之初度之御乘馬始ハ管領以下庭上祇候也伊勢守と麻者の間當番同朋取次也

御杵御鞆御手綱腹帶紫伊勢守進上之

椀飯出仕 未刻 土岐 乘馬騎馬三番御盃 御太刀期日同

管領へ渡御上様も同御成也

細川殿へ御成始に於御前進士白鳥を切申候まないたをハ伊勢同苗兩

人してかきて參候伊勢同名も進士も大々ひたをなり包丁仁の左の方をかきて出る人上手なり宗五説也

御取初在之四方申柿昆布勝栗餅あめたはらこ□□□□參を向はれ候也御美女調進之

三日

御對面並御盃二日に同

椀飯出仕佐々木京極六角隔年也馬乘騎馬三番御盃御太刀事二日同

四日

公家大名外様御供衆申次惣番衆奉行衆以下出仕 赤後の出仕在之時ハ諸大名以下公家衆も少々御參也赤後之出仕ハ毎月此分也其次ハ年始御禮に參賀の衆に御對面在之



年中例詔  
御奉宣讀  
御奉宣讀  
御奉宣讀

御扇二本藝阿進上之

善通事參賀

觀世大夫同四郎祇候仕

御對面次第ハ御供衆申次衆懸御目衆也次御身固其次三職初として御

相伴大名一ツれ被懸御目次に國持外様以下少々次番頭以下次赤後

參賀公家日野殿次大外様次惣番次三條殿奉行衆次上様御被官一兩人並勢

田判官大膳亮加次等也次藝阿進上の御扇申次御目に付けて則藝阿懸

御目也其後公家を申入て公家衆被參次醫陰輩少々次善通事御目次於

庭上觀世大夫同四郎懸御目如此公家衆も外様衆も二様に二被參事ハ

赤後出仕在之時分御事也赤後出仕御畧之時者公家衆も外様も一ツれ

に被參也

今日伊勢守女中被參候御さのな十三獻參候女中方にての御事也

御守御餅御守祇園執行進上也

節朔としてさて法申醫者出仕奉行之後に參也天文十三年如此也

外様衆朔日ニ惣番衆奉行衆上様へ御禮之事春日局小侍所へ出坐にて

各一人つゝ對面也上様御代官云々今日申次之當番小侍所御ゑらに

こふ候て被申次之也

吉良東條殿被參時者公家の前に申入て被懸御目候

御硯より並御筆ゆひ兩人福壽祐永御硯筆進上之御太刀被下之

今日於三間之御廡御うたひそめ在之太夫以下役人少々祇候御供衆祇

候大名御相伴衆不參

細川殿進上之御扇十本内御扇一本御服一重太夫被下之並御服一重



伊勢守亭御風呂へ渡御

四郎一被下之伊勢守何も遣之三献候三献めに大夫被舞て被下之三献目御酌也

御祝御湯參並於内儀御湯御祝在之其趣者御盃參てありり申と御末にて御湯取申候小林一中臈の役にて御盃被下御服被下之也此御湯に御白散入申候

四女へとのと申候者參候て御湯こして入申也御祝の御湯いつれもかなへと調進之也御太刀被下之御湯より還御以後御膏藥參也御美女方より參

上様御被官一兩人勢田判官大膳亮加次等番方よつゝきて懸御目云々伊勢肥前守盛富同因幡守説常與説に違たる間これをしるす伊勢守亭御風呂へ渡御

侍の惣士御禮に參也中臈へ申入てまわり出也

今日四日觀世懸御目時の觀世と申入て御障子を内よりあけ申て於庭上懸御目也申次者御ゑゝに祇候仕て申次也猿樂田樂同諸家被官人を申次ときハ申次其庭上へれる、由伊勢因幡守説也

伊因記録云今日四日藝阿進上之御扇披露以後そのまゝ御前に置申時も有之但懸御目で則りけへ取て御對面すきて女中向を以て進上可然云々

惣番衆參次第事一番より始て五番まで番次第に御目に四、三也昔ハ少々字らうちの衆もありし也又就御祝儀御太刀など時々參候時の當番より始て御太刀進上之由也假令晦日などに御太刀參候共先五番衆次一番衆二番衆次三番衆次四番衆如此なるへ一自余以之なるへし朔



日より六日迄の一番衆御番也七日より十二日迄の二番十三日より十八日迄の三番十九日より廿四日迄の四番廿五日より晦日まで五番衆勤被申也奉行衆の参次第也但公人奉行の一番に懸御目也奉行衆のことくく大口ひたれ也

五日

吉良殿澁川殿石橋殿伊勢仁木上杉其外神山少々出仕

御對面次第の吉良殿澁川殿石橋如此云々是の盛富説也

關東衆出仕伊勢仁木つきに懸御目是も盛富説也

地蔵 千百参御服被下上様よりも御服被下之千百の日聖殿之桂也云々

美物五種吉良殿進上之因幡守説に云此美物以女中被申入之云々

御隨身祗候つゝまつる御太刀持被下之

畠山御成被下候也猿樂在之上様の御成無之

六日

御所々並上々より御文書御返事御所々への御自筆被参之又の大上藤御筆也安禪寺殿よりも参御所々より参御使への帯二筋被下之上々より参御使への帯一すゝ被下之奉行左京大夫局杉原につゝみて出也御靈五日也如本今熊野御年たま進上之御太刀被下之

七日

御對面并御盃等之儀三ヶ日同

御藥外郎進上

田樂祗候仕



御對面次第の外郎の公家之前也進上之御藥申次備上覽て外郎懸御目  
田樂の公家之後に田樂と申入て於庭上懸御目也

吉書御内書細川殿の被遣之御使必伊勢守父子間也依細川殿祇候被申  
て御太刀持進上之

千秋万歳參出於松庭被舞之御太刀持被下之同朋遣之御供衆少々調候  
先々の十二五郎也但長餘年中に十二五郎の十一日參也是の伊勢肥  
前守盛富説也十二五郎の申樂の由因幡守説同之

椀飯出仕赤松乘馬同前御盃御太刀三日に同

今日管領之御母御參り二三献借借御手掛參進士説

今日七日吉太夫參事在之然の田樂の前に於庭前懸御目也

御みそうつ御土器に入て大草調遣之但御こわ供御參候はねの御み

そうつも不參候大草入道説

ちうろふ餅進上之信濃調茶師御太刀被下之

八日

護持僧門跡因幡堂執行小野寶成院以下法中少々參賀

評定衆出仕

泰清卿也

御對面之次第の一番に評定衆次泰清次東より參法中懸御目其後面

より護持僧門跡御也殿上人被申次也護持僧加持被申也西御衆と申

の西向の御縁より被衆の申候也

久喜 神護寺進上之

梅濱一桶 三寶院殿より參



今日より御味喰うつ進士調進之九月八日まで進士説

門跡の准後に御なり候てのてち敷におくり御申也いかに門跡にて御入候

得共准后御坐候はねはれくり御申無之常與説也官□□跡の又替るへ

し

護持僧事

三寶院門跡

聖護院門跡

毗沙門堂

隨心院

尊勝院

上乘院岡崎

理性院

十日

攝家清華並公家同官務外記典藥又門跡並法中參賀也

白鳥一ツ判門田進上之關東上杉雜掌此儀御末より申入也

御對面次第の東より被參候公家法中被懸御目候て後於庭上判門田懸

御目也如此判門田まで懸御目候て則御裝束をあらためられ御狩衣御

そはつゝき御官によりめされて攝家以下御對面也此御人數の從面御

參也殿上人申被次也殿上人無御參者常申次勸申也

青海苔一折 葎蕪一折 扣牛房一折 若王子進上之

殿中申次記六九日也御扇一本狩野進上之御太刀被下之御參内に御用

之也

攝家の任大臣以後れくり御申也清花其外の公家衆のたとい太政大臣

も被任候へ共れくり御申儀無之

御參内次第事先御立烏帽子御直垂を被召て三御盃をまいりて則長橋



殿迄御參則長橋殿御冠御指貫御袍を御着用候て有春御身固め在之次  
 傳奏禁裡様へ御案内被申入之則長橋殿之南の方の御みすを卷あけ被  
 申候時御參也然に禁裡様御坐所之御障子を内より長橋殿あけられ候  
 時御縁と御坐敷との際の方へ邊にて御檜扇を持たれながらふかく御  
 禮を御申也其時長橋殿請一被申候る御庇より御簾臺へ御參也御ひさ  
 一に御茶湯在之御茶湯棚のわきより御參入也仍三獻參三獻おから御  
 盃御頂戴之これ正月にのさる御儀也云々臨時の御參内時ハ必二獻め  
 をハ大上臈被給之也三獻めに御酌を御沙汰也又天酌にて 天盃御頂  
 戴之又御酌御沙汰候て女中衆より公家まで御れんたいにて御と茂り  
 在之三獻めの御盃禁裡様さこ一めさるゝとき御本鞘を傳奏持參候て  
 御進上の上を禁裡様へ被申入候る禁裡様御坐候御右の御たゝみの

上ハ置被申候也次三獻以後御肴あけ被申候て後御退出也如本御はん  
 へたりて候て御はんたものさいのへんよて御禮御申候て其儘長橋  
 殿御退出候て如元御直垂御立烏帽子とめされて後長橋殿被參又三獻  
 參御盃三つなからは一めらるゝ初獻の御盃長橋殿被給之二獻めのと  
 ハ公家衆の中いちの上首被給之云々三獻の御酌長橋殿持參候てさこ  
 一めされて御盃長橋殿被給之御酌也公家衆迄御酌にて御とれり在之  
 加此ことすみて長橋殿御かけへ被退て御退出也御みす傳奏あけ被申  
 候

殿上人の役よて御平鞘を被持る御ひさしの外乃御あんに御前よ御伺  
 候間被申候則これとも御劔の役と申也三獻めに禁裡様へ御進上の御  
 ひらさやハ又別は在之但御ひらさや二振御坐なきときハ禁裡様に御



坐候を從内儀傳奏被申出之候て御進上之云々依後日に御ひらさやの代として御倉より千疋れさめ申也是も折紙を傳奏候へ侍に御供同朋渡之

五百疋定て長橋殿へ參也一獻料と號長橋殿へ伊勢守持參

御供之事御供衆三騎又ハ五騎七騎同御供の同朋一騎御小者六人走衆六人めしつれらるゝ

御警固ハ大名勤被申候近年ハ大畧右京大夫勤仕せらるゝのみ也

御出奉行とて右筆方乃内兩人御さきへ伺候仕て庭上に敷皮をまき着坐仕也

御直廣乃役と號て同朋一人長橋殿に伺候仕て御裝束以下取あたひ申也長橋殿赤きへりの掛席の外にて三獻在之云々

御冠御裝束御着用の役者本合殿よりハ藤宰相殿御前裝束の役も公家衆也又藤宰相殿父子御參之時ハ御息ハ御前裝束を役せらるゝ也云々

禁裡様御配膳ハ上臈被勤申之御相伴の配膳ハ佐殿也又長橋殿と申ハ侍なり内侍の御侍なり也云々御ひさけハ内侍の役なり長橋殿にての御配膳ハ

殿上人近年ハ被勤申之御侍なりとをりハ上臈侍なり佐殿内侍御下次に公家少々正月十日御參内にかき

りて御とをり事公家衆之中にも參つけられたる御人數在之云々此御とふりに被參公家衆ハ一段規模のよし藤宰相殿被申之也

御立石のきはにて御下興の砌公家衆あまふ被參て蹲踞被申候とき其中一の上首にそと御あしやく在之て御參也これと參會の衆と申て昔より御人數定まる也御退出のときも此分也



禁裡様御庭上着坐次第先長橋殿の御ゑんのきはに御劔の役已下御供衆伺候次御供の同朋衆走衆次御出奉行也走衆の字しろのへんよ御小者公人朝夕以下在之御供の衆の御供れ同朋迄に打刀を持引敷の上に着坐走衆の小太刀也大雨にて御庭しろき時の引敷の下よ打板を敷と云説有之

御立石とて伏見殿れ邊に昔より石立之其きはにて御下興也御興の御あとへんに御朝夕まいる也

御装束唐櫃の宰領に公人つき申て於長橋殿御直廬に伺候の同朋並藤中納言殿にわたし申なり

御道をい走衆もよたちをとり太刀をいだて被參候御立石より太刀と右の手よさけもよたちをいりして被參也御供衆もよたちををろさる

也御供の同朋御小者なをいれたこ殿のきにをよはさるのと也但しきによる也

還御之後御供衆同朋走衆御出奉行其日の當番衆以下御太刀金進上之御參内初の御禮也

十一日

御對面次第の一番眞木島次造官司法中是の盛富説也

長老達法中參賀伊勢祭主造官司眞木島出仕

御對面次第の一番に長老達はの陰涼軒申被次候て西より一列被參候也次東より伊勢祭主と申入て御拔を御頂戴有て祭主懸御目次眞木島掛御目次法中被懸御目也

淀たのりより上らせられ御禮よ御參候一献進士説



五山之長老の必れくり御申也紫衣にて候はねども長老にて候へり必れくり御申也又會下の長老念佛之長老などの紫衣にて候得共れくり御申無之

今日ハ御評定御沙汰始て管領以下出仕但應仁亂以前之儀也

御評定初儀式事未上刻公方様御着座 御座をしかれ御 其後管領着座 大

帷也 其後ハ評定衆 攝津二階堂波多 其時之官位次弟に 着座其次右筆方

野町野各大帷也 大帷也 の中評定衆に被召加之人數着座 大帷也 其後ハ右筆方の衆一人つゝ御

前へ參て祝詞とつくりて披露之各裏打也如此事すみて管領黒太刀進

上之其外評定衆以下御太刀金進上之其後管領に御太刀黒直に被下之

御前へ被持參伊勢守裏打也其後評定衆ハ於御前御太刀被下之直にハ

不被下伊勢守役也

御祈始在之在富方にハ御太刀御馬被下之云々有春にハ千疋御太刀被

下之云々在富有春説也奉行千秋に御太刀被下之御祈始之故也兩所共

以御人形を上之也御人形の衣とて或織色のき此或梅染の面被下之近

年ハ於殿中これとさせ被申云々在富説也御人形きぬを被着事中藤衆

調之様體者何にてハ御服のきれを五分四四方計キマよりて中に少刀目

をつけて御人形一つハにさせらるゝ也さて御まくらもとに一夜を置

れて明日とく被出之也御人形進上之時ハいつも此分也

白鳥□□□□□□一ツ初餅二十 京極進上之

初餅 六角進上之

御所々々御成在之依一獻有之 御所々々御參の一獻次第事御所々々一臺の上口より御輿を御れりあ



りてやかてうへくちよ御坐也さて常の御所へ公方様御出坐ありて後次第々に御所御茶の湯所よを御参也其次にすい花院殿類のみく着坐さて三の御盃参三御盃のみくへ不参公方様さこしめされて後上様さこしめされて大南御所よりはしめて御所御所さこしめす公方様三の御盃御所御三御所へ一つニ被参也其次初献の御さか女参御酌ハ一の臺也公方様さこしめされて次上様さこしめされて大南御所よりはしめて御着坐次第にさこしめして御とふり無之二献めも御酌小上臈上様はしめられて後公方様さこしめは次南御所より次第にさこしめして御とふり在之三献御酌公方様南御所はしめられて次公方様さこしめされて上様さこしめされて次第に御所々々さこしめす御とふり在之小上臈衆にまじりて永久房類の御はん御とふ

りに御参也如此三献参て御膳あをて後類敬神の御盃参て三御盃御たまはりめハ又御所々々さこしめしめす同上様へも數の御盃参て御所々々さこしめす也女中衆御無人のときハ御ひくよ衆もみやつかひ被申云々是ハ曇花院殿御説也法慈院ハ上々にて候得共四方にて参らせ候御所々々御輿をハ小上臈よせ被申候也々々ハ一臺上臈分人よせられ候也又播磨局類の御衆被申と申一説在之のみくハ一臺の中の間より興とれり給云々

御はんも御末にて三献さうなに向され候御配膳御下也近年ハ伊勢同名並つめ衆勤申候也興ハ一臺の御女房よせ申候官々の御輿ハ松の御庭の西向の唐戸へよせられて御下興ありて則其御坐敷に御坐候也是も小上臈よせ被申候也御様體御所々々の御趣也



但一〇と御賞翫之御事也

御普請始次御作事始在之御作事奉行御普請奉行御作事右筆庭上に伺候御普請衆の島山殿ノ参也御庭者も参也ことすみて後御作事奉行並御作事方右筆衆御太刀金進上之千疋御下行在之御大工請取之

菓積 莖立 例年水主備後守進上之

御所々々少々御こきいた以下進上之

先々の大乗院一乘院以下南都衆數多有之是ハ盛富説也因幡守説同之御成在之 三寶院殿

十二日

御室青蓮院殿御参法中少々前宇治大路橋本以下出仕

御對面次第ハ一番の宇治衆次法中東より被参其後御室青蓮院殿以下

西の衆被参此申次も殿上人也御室御参候へハ被改御裝束青蓮院殿計御参の時ハ不及其儀云々

久喜 二桶梅つけ梅ひき宇治大路進上之

久喜 法金剛院より進上之

武衛のたへ渡御猿樂在之

官門跡ハ親王宣下御給り已後れくり御申也官門跡にて御入候とも此宣下無御給者れくり御申の儀無之

右書に十三日より晦日までの事もれたり

二月一日

公家大名外様 國持之外 御供衆申番頭節朔衆等也 數多有之

御對面次第ハ御出坐之砌則御供衆申次懸御目て管領と申入候て當職



一人御前へ被參候て着坐也其時御三五次管領前ひらをしきすはりて但三五の無之御三五きこめされて管領御盃頂戴ありて被退て御膳あかり申てのちに申次御前參て面々と申入て又管領被參候のこりの御相伴衆大名を引つゝきて一列に參て被着坐候時三五並敷御盃參てきこ被食て今度の管領頂戴候はて第二番よるころの人より次第に御頂戴ありてそのまゝ退出候也管領のことく御盃頂戴まで御前に祇候也御供衆中にも國所持候人計頂戴あり細州右馬頭一人の國所持候はす候へ共別て頂戴也次國所無所持外様衆正月四日ニ 次番頭同節朔衆にうちつゝきて上池院次祭主御杖御頂戴ありて伊勢祭主懸御目其後公家衆にてのみ申候也國所持外様の管領頭に參候其在之乍去此分可然候二月にわきらす毎月節朔此分也

千疋宛折紙三職はしめとして諸大名其外國持たる方に進上之當月にかきりたる儀也公家過て面々折紙進上と申入て自身持參也伊勢守御前ら參て一獻と申入て日野殿其外御相伴衆大名一列に參て三獻參也白鳥一熨計炮干本天野五荷島山殿進上之此兩種の御對面の衆別に備上覽申す兩人てわきて懸御目也  
進宮司ナルヘシ  
御杖伊勢祭主進上之毎月節朔毎日參也

上様へ御禮事大名以下毎月節朔如正月申次申入て御盃被下之御對面所にて參御一獻御料所伯州相見槻下以御公用進士調進之進士説  
進士信濃に申付むしむきを用意して同朋衆に被參候むしむきを折敷にすへ候肴にの島山殿より參候のしあはひをもみ候て出し候



此一獻の時むの進士の白鳥をさらせて重寶を被下候近年の無其儀云々進士説

御對面所にて參御一獻御手長の御會の同朋也七月十二月同之

今日一獻次第事伊勢守又の其日の申次一獻と申て御相伴衆各御前へ被參公家衆にも御祇候の方在三獻參初獻御酌御相伴衆の内被勘之二獻の御酌管領此時御供衆申次まで御とふり在三獻御酌公家御相伴の公家公方様さこしめされて則公方様御酌也是の伊勢肥前守盛富説也

臨時に御禮申上輩在之時の定まれる御對面以後申入て御對面在之是も盛富説也因幡守説同之  
月次御所在之正月日前陰陽方

今月初卯同廿五日御發句細川殿被申入候て被出て引合を折紙に折て二行に御發句をあそはされて御實名を二字あそはさるへ紙の下かさね無之うへを同引合にてつゝみ申て御硯のふたに入られて被出之也

當月彼岸に三ヶ度入日中日本阿來候て西の御坐敷にて御重代並御太刀等の拭ひ申也同朋申次之中日にの重代二ツ銘一は四をのこひ申候二ツ銘のこひ申候時の御紋仕候御供衆又の御部屋衆一人同朋に被相副候自余之御重代のこひ申候時の同朋計にてのこはせられ候也如此三ヶ度參勤仕候て結願の日御太刀白被下之同朋取次之  
當月ひのん中日に御鏡とさ参りて下御末邊にて御鏡とさ申也並女中衆御鏡もとさ申也仍御太刀白被下之同朋衆申沙汰之



皇朝御紀  
年中御紀  
年中御紀

當月初午に節分の大豆を取て置て參也御美女方よ參也

二日

出仕 吉良殿 澁川殿 石橋殿 伊勢仁木 四條之上杉

等也 仍御對面在之

此乘二月二日不參ノ時三月二日被參也申次  
記錄東山殿行事等其事見たり二月二日式目也

六日

雪頂院へ渡御 於木防御點必於集雲軒御齋

七日

大智院へ渡御御齋

九日

大德寺へ渡御御齋在之

十一日

常徳院へ渡御御齋

十二日

徳雲院へ渡御御齋先於堂御焼香

十五日

相國寺都聞寮へ渡御御齋在之

於殿中遺教經有之御焼香御沙汰也

遺教師の事代々楢葉爲奉行二月十五日於殿中在之佛壇こらへ申候  
事御承仕つゝまつる也其後善命坊以下伺候とて遺教經在之御經始さ  
る已前に御焼香御沙汰也

遺教經捧物沙汰御人數事官門跡並諸門跡脇門跡出世坊官公家少々色



史籍集覽 年中儀例

色御所之女中衆並伊勢守御母諸大名御供衆伊勢同名少々評定衆奉行  
少々使節山徒諸國寺護代以下進上之是ハ善命坊説也諸家捧物トハ手  
本衆並楯葉御承仕これヲうけて被給之云云同前説也

十七日

御沙汰始奉行各祇候於御前祝言之申詞被申て一人ツ、披露候次奉行  
衆御太刀金進上之如此儀御リヤクノトシハ公人奉行一人參て申入之  
一色四九へ渡御猿樂在之

廿四日

蔭涼軒へ渡御御齋並普廣院御燒香毎月此分也  
二月中高島せんちるん殿餅二籠御進上之  
武田いさゝ進上之當月中

御茶宇治大路奥次郎三郎大鹽四郎左衛門ハ進上之日不定

董立 久我殿日不定

字と沼田進上之日不定

くを一折養命坊進上之月日不定也

白鳥勝栗魚叩吉良殿進上之月日不定

能州畠山殿美物進上之年始御禮也又ハ正月

美物三千疋朝倉進上之又ハ正月年始之御禮也

勝栗以下遠江湖海寺より參る月日不定

初齋二十佐々木越中大藏大輔進上之月日不定

二月中妙法院殿へ渡御日不定

御茶海の尾惣寺中より進上之日不定



皇朝集覽  
年中恒例記

御茶  
御身固在之

御茶どりの尾阿伽井坊進上之日不定

晦日

御身固在之

三月朔日

同前月次御祈在之諏訪方

二日

梶井殿へ渡御

三日

同し御障子あけらるゝ也

鶏合在之鶏五ヶ番より一羽つゝ進上

合申事御牛飼の役也三番也御供衆番頭庭上に祇候雨雪などふる日ハ

御らんゝ祇候被申也御牛飼も鳥持參仕候也仍三番在之御牛飼に御太

刀被下之同朋衆役之

八瀬童子栗土老進上之仍御太刀被下同朋申次之

丹波美濃田並河内より御馬の草入申之四月七日過入之

迄最伊勢守申付

御馬草に付□□□□

御祝之時御酒桃花人申候也

大原野より櫻の枝竹筒に入て進上之是ハ日不定花盛の御案内之ため

也云々

西芳寺へ爲花渡御御日不定常在光寺同上

生成一折佐々木越中進上之日不定

山ノ宮御祭儀

二十四 祝儀







十四日

城州大鹽庄より御馬草參也九月迄

雲頂院へ渡御御齋相國寺於併段御聽聞之

廿四日

蔭涼軒へ渡御御齋普廣院御燒香

四月中土岐かたへ渡御猿樂在之日不定

晦日

御身固在之

五月朔日

同一御祝之御酒に菖蒲をささきて入也當月四季之御所在之正月同前  
月次御所在之卯刻

四日

蓬菖蒲御殿にふゆる、繪皮師の役也公人相添下行在之

初瓜進上右京大夫殿同右馬頭伊勢守日不定初度ハ禁裏様へ參候也大

鹿苑院ハ參

干瓜並香子梅むきなど御所くより參月日不定

根菖蒲臺にすはる細川陸奥守進上之

御まくを菖蒲柳管にすうる小林進上之御むしろの下よりくれ候て明日之御

湯に入申候也

御甲の菖蒲繪皮師進上之

五日

同一從今日帷子也女中衆ハ裕也



御祝御湯參御湯に先夜しなひ候蓬菖蒲入也

伊勢守 赤松有馬 眞木島 粽を進上之

從禁裏様御藥玉御拜領之御ひろ蓋に坐る仍御頂戴之後引合にてつゝ  
みて水引よてゆはれ候て御返上之中藏役之

伊勢守御風呂へ御成有之

諸家透素襖着用之七月晦日迄三ヶ月用之本式ハ六月三十日はわり也  
すきすあふと申の越後布也

六日

鹿苑院へ渡御點心御焼香並御齋管領御相伴

海松 武田進上之日不定

七日

御物いゝ在富卿有春朝臣調進上之

九日

御物いゝ在富卿有春朝臣調進之

十六日

大般若經在之

いちこ大原野より進上之日不定

いちこ並む一筈三寶院殿より参日不定

いちこ八幡善法寺同前理性院より参日不定

瓜遍照院進上之月日不定

五月六月七月中三籠瓜次一三籠次一十籠次二十籠次五十籠次百籠佐

々木六角進上之



廿四日

蔭涼軒へ渡御御齋並普廣院御燒香

晦日

御身固在之

六月朔日

同日今日氷堅餅參大草調進之一月次御所在之  
女中衆かたひらを着用也

梅染御帷三寸富樫進上之六月初比也

さよみ五たん京極進上之式日不定申日記

御團扇二 光雲寺

七日

京極の九へ渡御御祗園會御見物已後猿樂在之上様御所へ何も御成  
在之

御物忌在富卿有春朝臣調進之

十四日

細川殿へ渡御但近年者日不定當月中也御物忌在富卿有春朝臣調進之

十八日

青梅 梅松院進上之

廿四日

蔭涼軒へ渡御御齋並普廣院御燒香

保津鮎一折伊勢因幡守進上之日不定

瓜日吉樹下進上之日不定



瓜水主備前守進上之日不定

晦日

御湯參御湯にみたらしの川藻入也

晦日夜傳奏祇候候て御輪に入被申麻の葉を左の御手にもたれ候て御  
むしろの上よて三度輪に入被申候也御輪の袂在春朝臣御輪調進之役  
人齋藤將監仍庭上に祇候候て御八足並御輪取あつひ申也於内儀御  
祝參也御劔役人祇候御左

諸醫者妙香圓進上之當月中也

御掛藥 外郎進上仍御太刀被下

丹波瓜度々 右京大夫進上之

鮎一折 蓮善坊進上之日不定

今月土用に三ヶ度御めぐり御りゆにんよくのみありいて水を參也御  
美女調進之

六月にさきりて閏月の時ハ後の晦日を御用也

七月朔日

御身固有之

同一畠山殿美物進上仍三献參如二月

御對面所にて參御一献御料所伯州相見槻下の以御公用進士調進之進  
士説

進士説進士志なのに申付候てひやむきと同朋衆に被參候二月に様體  
同之

月次御祈在之陰陽方同前



二日

草花祗園執行進上之

六日

御硯さの御筆ゆひ御硯御筆進上之仍御太刀被下之

七日

同日今日細川殿佐々木以下蔭涼軒草花進上之五ヶ番より進上之草花を立阿一對の御花瓶にたて申て同一對の御盃全案へ申て以傳奏御進上之花ひんの被返出る也

同日梶葉に七夕の歌を七首あきはさるゝ也

伊勢守御風呂へ御成在之

あかはふ朝七粒以水參也

寅時の水にて御硯を御會所同朋あらひ申て御硯水にいいもの葉の露をそのまゝ葉にて包て御硯水入の上に置申也

又御硯のふたとあをのくて梶葉七枚梶皮をふめん等を入れて梶葉に歌をあきはされて後梶皮をふめんにて竹に付て御やねへあけらるゝ也

十一日

御生見玉乃一獻在之御所々々御參日野殿公家少々御供衆祗候申さるる也

十三日

鹿苑院へ渡御在之

今日海松二合小鯨甘連大草調進上之

十四日



禁裡様へ晝時分御灯笼御進上之

御灯笼進上之人數細川殿あれは禁裏様へ參也 畠山殿伊勢守上乘院

等持寺へ渡御鹿苑院同

新米の飯蓮葉に包て參

十五日

鹿苑院 等持院 相國寺 普廣院 慶雲院へ渡御

新米の飯はすの葉にて包て參大草調進之

はすれ葉曇花院殿并伊勢守進上之

廿二日

八幡社務あんまのつくり物進上之御臺様へも參也若君様へも參也仍御太刀御奉納之

廿四日

蔭涼軒へ渡御御齋并普廣院御燒香

晦日

御願の儀在之同御身固在之如常

すきすふ着用之儀今日計也

八月朔日

同し御た乃む在之表の御成候て御一覽以後御所望之物二色三色被留置之

月次之御祈在之陰陽方

女中衆あはせ着用之也同染付とて文をあそく染たる小袖と被着也

今月中着之



むらさき今日より九月八日まであはせ也男女同前然し當時ハ九月朔日より八日迄あはせ也

尾花の御ゆき大草調進之

二日

御たのむ今日迄也

十五日

明月御祝參於内儀也茹きこめさるゝ枝大豆柿栗瓜茹美女調進之御いも御かゆ茹大草調進之

初鴈武衛進上之月日不知之

初鴈初鮭武田朝倉進上之月日不定則

禁裏ハ御進上之春日局以文御私造被申人如此之物御進上之時分必中

臍之文にて候也

廿四日

蔭涼軒へ渡御御齋并普廣院御焼香

晦日

御身固在之

九月朔日

同じ今日より九日迄あはせ也

枝椎一折武田大膳大夫進上之月日不定

なめすゝき一折葛川之寺務進上之

四季之御祈在之子細正月同前也

月次御祈在之陰陽方



八日

今夕菊を御庭にうへ申也三所者役也今夜菊に五色のわたをさせらるゝ也御藏より参るを中蔦衆こゝらへ被申候て如此也同くよりたる菊十二月用迄被置申候也三所之内松に御太刀被下同朋役也

九日

同じ從今日小袖也御祝御酒に菊花入申從今朝御かゆやき栗丸こふ九され百日参候也

九日餅一籠柿八瀬童子進上之御太刀被下之

今日より十二月廿日迄御かゆ栗あふ参る山のいもどろし候て参せ候御りゆの入料政所が請取之云々進士説

十三日

明月御祝於内儀也茹きこしめさるゝ御祝調進儀八月十五日同松茸折三合東寺より進上之日不定

十六日

大般若經在之千疋宛御布施在之大光明寺より松茸進上之日不定

廿四日

等持院開山忌渡御御點心在之

廿九日

崇壽院へ渡御御點心在之

晦日

御身固在之



御ゆるりあけらふる也御すとの河内國横山

すゑなり白すみ共云

金剛院御焼香三會院御點心御焼香雲居庵御焼香於本坊御齋

御ゆるを被明候事御作事奉行祇候候て被申付之候ゆへぬり参て御ゆるりをなをし申御大工参て御ゆるりのふちを置申たゝみさゝ参て御ゆるりの御たゝみをしし申同朋灰を入申て火を置申也御面向に御火鉢を置れ候也

十月朔日

同し御火鉢を置れ候同御障子を立られ候

月次の御祈在之

五日

北野御經へ渡御先松海院梅院へ御成ありて御裝束を被改經堂へ渡御松海梅院

院より經堂への御はを興又還御し松梅院にて御直垂とめされて一献

参日野殿三職以下御相伴衆祇候御警固所可代

今日の御成より同朋走衆小者もははは脚絆を仕也

十日

北野御經へ渡御先北山鹿苑寺へ渡御御齋在之還御候如己前松梅院へ御成ありて御經御聽聞也

本のせ善法寺當月亥日こと進上之御臺様へも参也

今月亥日ことに御嚴重各拜領之公家大名外様御供衆御部屋衆申次衆番頭節朔衆走衆上池院等也

亥日次第事御對面所に御出坐の面禁裡様御嚴重を傳奏持参則御頂戴之次申次面々と申入て三職はしめて御相伴衆の大名一列に御前へ被



參候て御亥子の餅すはり□□御膳二膳參候て御相伴衆次第頂戴ありて被參也其次國持衆此外正月一日敷御盃を頂戴之人敷被參候て後二膳參候内一膳御とふをへ被出候て常外様衆被參候て此御膳をいあけられ候て又別に一膳參候て御供衆申次番頭以下節朔衆走衆御藥師上池院迄參候て其次公家と申入て公家衆官位次第に被參也御部屋衆の御供衆後に被參候哉是の伊勢肥前守盛富説也云々  
昔の禁裏様御嚴重の公家衆被參候時傳奏持參候て御頂戴也近年の先一はんに御頂戴と也

御嚴重包様事三色に在之一に繪二に切箔三に白紙也先繪のつみ紙の事角の折敷の物を葉を敷て御嚴重を一すはて繪かきたる引合にて包つみ様其上を白引合て敷にけう口傳在之のつみとあり香包の様に包也

此うはつみに給人の名と書也次切はくの事假令繪書所に繪はなく切簿ホムたるのはそはかり也こゝらへ様の繪に同次に白紙事假令繪書所之繪をまかす切はくたもせず白紙にて包也白紙のつみはつみと云事なむうのつみなき間名書もなき也繪切簿のことく角に葉を敷御成さり一すはりてつみまて也

三職計常角にていなくて大角にすはる也三職女中同前又三職以下ことく上包に名書あり但仁木ハのさきりて名書無之  
御嚴重の下敷葉事一番の亥花たるのふと菊へし二番の亥のふと紅葉楓三番の亥のふと鴨脚イソバの葉を敷也繪にも如此一番のふと紅葉楓二番のふと鴨脚のふと紅葉三番のふと鴨脚を泥白ていて書也又切簿も銀簿にてする也



つゝみ紙以下用意事中藤衆の役也うゝつゝみの名書の上藤の役也云々繪切箔などい土佐調進上之御成切きんとんの様なる餅也御美女方より參諸下行の亥子のけと云て倉役と相懸以納錢被仰付之番方へ御嚴重出事杉原にて御嚴重を二十も卅もつゝみて御四方をうちかへしうらへ此五包を銘々に入れて五ヶ番へ一膳つゝ出也此つゝみ候事も番頭へ渡事も會所同朋之役也これも菊紅葉鴨脚など時々の物を敷へき也又番頭義のその番々の月行事へ渡也大名の被官衆へ御嚴重出様事めいゝに無之角一葉を敷て御嚴重を十五も二十もひとつに入れて其上を白引合にてつゝみ惣中へ一つゝみ出也つゝみやうのまつ御嚴重を引合の中に置いて引合をうち合てあどさきどしかへしたる計也これを中藤衆調之

禁裡伺候女中衆十人繪上本マ壹名書無之但十人にかきらす御所々々様轉法輪二條殿

花山院殿 大名衆 同大名女中 松梅院 和泉守護

三條西殿 日野殿 八幡善法寺

右繪也上包在之名書有之

御紋候御供衆 同御供衆 兩傳奏 飛鳥井殿 萬里小路殿

類本マ 早輪院 そくりん院 四みく御部屋衆 攝津

以下評定衆

右切薄也上包在之名書有之

右筆方法中醫者 在富州 正實坊 河村中興伊勢被官 同朋御

末同朋本マ 土佐 伊勢同苗 佐々木七郎



右白紙也上包名書無之

仁木切箔うはつゝと有之名書無之

名書の下は殿文字のくとりゝさるとの事武家にての御紋候大名同御  
供衆同外様衆御部屋衆殿文字有之御紋候といへ共番方衆の不及沙汰  
候大名たりと云共御紋の衆にあらされの殿文字無之公家衆のことこ  
とく不殘殿文字有之御所くくみく皆殿文字有之也亥の子御手長  
の事下見

廿四日

薩涼軒へ渡御御齋并普廣院御焼香

西芳寺爲紅葉御成毎年日不定御齋

鹿苑寺同前光御焼香

中亥日より御馬わらに付同衣をさせ申す也

丹後鱒一色進上之月日不知之

さよりと申魚武衛進上之當月中又の九月

亥子御手帳御所の同朋也

晦日

御身固在之

十一月朔日

同月次之御祈在之

今日初雪の一献之事三獻参同畠山殿よりも御持参也

御嘉例也云々初雪次第也仍日不定進士説

萬草久我殿より参日不定

廿四日



蔭涼軒へ渡御御齋普廣院御焼香

晦日

御身固在之

十二月朔日

同じ二月七日のことく畠山殿美物御樽進上之仍三獻參

四季御祈有之正月同前

月次御祈有之

御對面所にて參三獻伯州相見規下以御公用進士調進上之進士説

同朋衆如二月七月むいむれを被參候様體同前也進士説

御すゝ御なてそめの事今日有信所へ進土方日と尋吉日とあらはせ進

士伺候仕てそとすゝをはれそめ申也さて御所様へも三御盃參候て

その御盃を進士に被下公方よりハ御太刀上様よりハ御ふくせ被下候

也公方へ御太刀金進上之進士説

大根百把也善法寺進上但日不定

八日

蔭涼軒へ渡御

濕糟進上の事曇花院殿様伊勢守等也

十八日

勝定院へ渡御

御焼香

廿日

四條上人參賀歳暮御禮

蔭涼軒へ渡御



廿一日

今日より御みそうつ参進士説

因幡守説に云七條聖参賀云々

廿三日

同七條聖参賀

廿四日

蔭涼軒へ渡御御齋並普廣院御焼香

廿五日

律宗已下参賀

廿六日

諸門跡其外淨土宗賀茂衆以下檢校共参賀

御對面次第先東より参る衆賀茂衆已下其後淨土宗長老以下其次けん

けうと申入て或申次同朋手紙引て折景御對面所へ参候也其後門跡西衆

殿上人被申次之門跡之内准后に御なご候をの御縁迄送り御申也

今日御立松づくり申候也仍御太刀被下之攝津守元道朝臣説也近年の

晦日に作申也

廿七日

攝家門跡少々公家法中山徒参賀外郎普通事日吉吉田田樂等参也

御對面次第の東より被参公家法中其次外郎進上御参御目懸申て則

外郎懸御目候次善通事次日吉田樂お底上懸御目以後面々御衆攝家清

花以下公家並門跡法中被参也殿上人被申次也

貢馬とて禁裏の御馬進上之儀式在之御馬進上之人數官領山名土岐佐



々木京極六角赤松中條等也上様杉殿も進上之也此事應仁以前事也此御馬に御廐の御馬二三疋被相副て以上十疋御進上之此御馬目錄西園寺殿奏聞被申候云々

御所々々より文參

御參内在之

禁裏へ御馬を上らるゝ也

貢馬御成管領

安禪寺殿へ渡御御齋

御すゝはき在之於内儀御祝參也常の御所御會所御廐以下ハ御會所之同朋仕之上様御有所ハ御末の同朋御末ハ御三男衆並御末同朋仕也御すゝはきの御祝參る雜煮參也御美女方ガ參也御會所同朋御末同朋

御未男衆ナシメノヤ御美女等於御末さふハ御酒給之

御すゝはきの道具柄刺帯の掛布一人ハ一色つゝ上下之御すゝはきの道具もさふにも御倉より御下行仕之

御すゝはきの御餅大草調進之

廿九日

惣番衆其外上様御被官一兩人以下出仕

伊勢守御風呂へ渡御

大名並御供衆美物進上之

い善通事參賀惣番衆以下後者御目ハかゝる也云々

晦日

長老達 公家 大名 外様 御供衆申次番頭番方節朔衆 走衆此走衆參



處盛富 奉行衆出仕 説也

御對面次第の一番に長老達蔭深軒被申次之其後御ひとへ御ひろふ

たよすこ傳奏持參仍御頂戴之次所々よりの御卷數御頂戴次御ひと

へ御ひろふた伊勢守持參次又所々御卷數申次持參又所々よりの御卷

數箱御廣ふたにすはりて申次持參此一段は盛富説也其後有春在富御身固

細川殿進上之御扇十本染皮三枚懸御目次畠山殿進上之はなりは十氣

也備上覽畠山名宇仁持參也又の申次も懸御目也其後諸家進上美物目

録申次持參仕めいゝに備上覽候其後三職以下に被懸御目様體常と

節朔同前也 吉良殿の公家之前也

觀世太夫同四郎公家之後に於庭上被御覽之也

三所の者御立砂をつくり申仍御太刀被下之但日不定

御馬ふね遠山左京亮進上之月日これをしらす

御馬のはらうけ赤松伊豆守進上之月日これをしらす

禁裏様へ御服料百貫御進上奉行伊勢守

美物參所々事禁裏様宮御方伏見殿近衛殿三條殿同西殿禁裏様一祇候

女中衆宮御の九伺候女中衆同朋衆田樂等也伊勢守奉行之

美物御臺様も參伊勢守奉行

近年の細川殿藤兵衛津田殿右馬頭殿勢州等紅格ゑの織物うらの紫な

る御服被下候正月四日に觀世大夫同四郎に被下候にれなり

節分事御祝參伊勢守調進之七献御太刀金御馬一疋進上之伊勢守則御

三盃頂戴之此太刀有春朝臣給之七献御酌



節分御成伊勢守

御小袖の間に大豆を自うたる、也。劔役人在之常御所以下伊勢守うち被申候也。御すゑの伊勢同苗

初海鼠勝五桶箱ニ入能登守進上之

海老十籠葦葦御禮政所へ納之北畠中將殿より参

同日前 伊勢の國長野

真積董山城衆水主備後守

御さぬ二十疋御なか三十は朝倉進上之月日不定兩種御服所へ出

納豆五十 星輪院進上之月日不定

納豆 佐々木六角進上之月日不定

今月政所より供御方の修理替物進士方へ渡之使公人也いづれも鳥一

つかひとらせ候

節分にむきの食御いも 大草調之

節分御館にうたる大豆勝栗 伊勢守進士也

御髪上の事御くし御垢御古元結御落髪なや年中取てれき申てりし

この袋は取入て被置候以吉日千秋参候て由出之御末へよてやれ被申

也さて公方様よを御太刀上様よりの御服を被下云々當千秋晴秀説也

御服十五御はた五御こゑんを御むらる御まくら御はたの帯御帶五す

ち御ゆり九御あふくせ伊勢調進之

此御あり袋正月の御服参候時伊勢守調進之由也袋は紅結好緒は白丸

ねりくりの四つうち也

御こさいせ十二 箱ニ入閏月有之年八十三在之 ちりとり一つうきのゑ二つ御大工進



上之棟梁頭も同前也兩人をから御太刀被下之御使同朋衆又ハ作事之奉行衆

御直垂白御大口藤中納言殿調進之

御扇被給之人數 日野殿 藤宰相殿 飛鳥井殿 三條殿

勸修寺殿 烏丸殿 此扇ハ細川殿今日進上之十本の御扇也此御

扇藤宰相殿取次取被申云々永家説也

御對面以前に御ふく申出也泰清定行事等御身固に參勤伊勢肥前盛富説也泰清以下公家に打つゝきて懸御目也同前之説也

節分の夜を白木少餅五條天神へ主進上之

白散三箱進上之典藥頭 御會所の同朋申次渡之云々

一ハ表の御酒に入

一ハ内儀の御酒に入

一ハ四日の御ゆに入

美物并御炭進上右京大夫殿此御十款久み同朋請取之て年中ハ御立すみに仕也

御扇くるはね伊勢守進上之

節分夜紙にひきたる舟口伊勢守進上之女中衆同朋衆迄取調申之

伊勢因幡守舊記云今日晦日細川殿進上之御扇染皮と鳥山殿進上之はなわと披露の間に諸家進上之美物目錄披露つひまつると也同鳥

山殿進上之ハなわ披露之後長老達被奉也云々

晦日

御身固在之



此書宮々御所々々御事云々

御比丘尼方宮之御事

大聖寺殿

安禪寺殿

慶安寺殿

岡御所

大慈光院と申之

曇花院殿

入江殿

三慈知恩院と申也

以上禁裡御寺御事内勿論云々

御所々々之御事

南御所

大慈院殿と申

入江殿

曇花院殿

通玄寺殿

徳持院殿

寶鏡寺殿

光照院殿

持壽院殿

りみくの御事次第不同

くわうまゆ院

ねんくわう院

かうし院

すいけ院

まやうえ院

せう慶院

慈光院

ちしやう院

まやうくわう院

此外も御座候哉

御はんと云事あり右色々御所々々などの伴僧の比丘尼を御伴と云歟  
隆涼軒と云の相國寺の西堂也殿中より参られ出家方の奏者を勤られ  
しなり

明治十六年十二月校了

近藤瓶城



史籍集覽 卷之六 年中恒例 諸大名出仕記 觀奕室版

諸大名出仕記

大名出仕の時其供の足半の事御門の内までもとられ候主人御縁へ御  
あがり候時はおのくのくひの四じこまられ候さやうの時も皆々とおかれ候  
足半をぬかれ候事へ可依時宜候也又足半三緒二緒之事高下於都へ其  
沙汰なく候貴人等も大畧二緒にて候  
足半木履の殿中の御門の内へもはさし申候御縁のきわまでもはわれ候  
常の木履の人中へは緩怠にて候いやしく見へ申候足半木履の公界に  
も能候公方奉公人の殿中にもはわれ候大名の御内にはわれす候  
御拜賀の時布袋之事御笠并御沓の役人にて候兩人参勤候次にわらひ  
と申事是も役人の名よて候公家おたに被仕候人にて候也於公方のさ  
んやくの方共申候也

史籍集覽 諸大名出仕記 一 觀奕室版



主人貴人より御太刀切にても被相添候て被下候時の御太刀は四り戴申候太刀を戴候ての相添候物を戴き候よ不及候又目錄なとの太刀に取添て戴き候也

勸進能の時花太刀などつのは候事勿論也太刀たて如常右に持之舞臺持向候時座の者一人舞臺よりたり候て請取候又花は右の手よ持候いつれも舞臺之上にて渡し候事はなく候太刀花其外何を遣候とも悴者にて可遣候也

白小袖の花族にて候自然には四に人中へ着候時とあを花にても又は墨よてもちいさく紋を付候て着候是故實にて候白小袖を着候時俄に人前へ罷出候時の事也

髪立の事公家は二才武家は三才よて仕候此様體は先髪をたれ米の粉をつふゆよぬりさてわたほうしを長くさせて其綿帽子に山たち花同尉斗炮を加へて結をへ中程を入もどゆひにてむらひ候也同肩ヶ作り申候男女ともに此分にて候山橋尉炮の數口傳に有又支度之事男子と長絹を着させ候平人のハ布の素襖袴にて候長絹のはつゆひもくこにて候又さくとははすよしの糸をふくゆねに染て用候又素襖のハ革にて仕候也

帯直乃事九才にて仕候也帯をハ主人の御上などに申候もよく候吉方へ被向候て被仕候次に帶の事龜の甲織付たるを仕候也  
齒くろみの事年の不定候先十二三計の比にて候此時も主人の女中などへ筆を申色々の様體有之候祝は帶直と同前也  
女房ひんをそゆれ候事十六才の六月十六日の午比時同そゆれ候十



六日壬午にて候へハ猶以吉事にて候惣別ひんのさだをつめられ候も  
壬午にて候色々口傳有る候分にてハ心得も行候はぬ間詞にて可  
申候是又殊外の祝にて候

裕着時分之事九月朔日に着して九日に小袖を上に着し明る年の卯月  
朔日迄はたを着し扱端午五月中裕を被着候詞にも四月一日より袖を  
着し候と申ハ不覺のまゝ事にて候只たを其儘着してこそ居候へ能  
可有之分別也

杉原のひもの事十帖の時の事にて候二束の時の如何紐こしらへ様の  
事杉原九枚計つき候て両方のはしを中に折入四つにたゝみ下よを上  
へ巻兩わなに結也折かく請取人の方へなるやうに結へく候又紐のす  
その方うけ取人の方へなるへく候

馬にたて四はと云事あり同四けたてと言事これまた可心得事也

馬をはしら四すとの惡敷候一あしと申也

馬のたてとの惡候あつと申候又それをつくとも申候

馬をせむるに小路にて乗候はて小路乗りと可申也

笠ふくろにあをりをかけて馬の跡よもたせ候様體口傳

せこの酌の事客人亭主方歴歴着座の時上性計に盃めぐり候て中座以  
下に盃をそく下り候へハ何とやらん相見え候時の時宜にて候客人あ  
また候時の亭主より御せこと申候時により候可爲分別候也

主人貴人女中方の御盃を被下候時御同前にさこしめ七候て被下候へ  
と貴人に申はまて申たるハ能候扱被下候へと承候時ハくたやうとも  
によく戴き盃を取御下を給り候て御酒を請候惣別女中衆のさつさ



の下をは給候はぬ候よく候用捨の所却て緩怠に罷成處にて日候但時宜  
よよるへく候

茶の宮仕の事廣座の時に茶をまいらせ候て少退候て罷居候小座乃  
時の縁より下り候て扱めしはてられ候時參候而請取候左の手にて上中  
下を分別すへし

猿樂等に青襖ぬき又肩衣ぬき候て遣候時其盛カ青袍又肩衣不着候能  
候

猿樂に小袖をぬき候て遣候時もわたの儘罷居候又小袖を着候ての  
ぬき候はぬ様に相見申候間不着候能候也

兩人酒を給り候時肴を人のむさまれ候は、見合候て罷立請取申へし  
猶口傳にあり

織筋三端折に入り候時の二たんの雙候て一端と二端の上に置候也  
依晴節衣裳を着仕事先九月九日より明年の三月中の小袖を着候又四  
月朔日より五月五日までの裕を着外又五月五日より八月中の帷子を  
着候又九月朔日より同八日迄の裕を着申候毎年此分にて候但男女の  
いはり候也

帷の事何も不苦候唐布など御禁制の御沙汰はなく候又北絹などを平  
人着候事の努々有間敷候少人などの内々よての不苦候歟又紋紗等も  
同前也

年寄よの白き帷先可然候羽の正直布なども不苦候又若人等紺地白の  
帷よく候紺地白との皆人の申候地白の帷子の事よて候候次梅萌黄を  
如へそめたる帷子も若人への可然候殊に上候はをの赤くそめて下候



の計を梅もえさにて染たるの若衆などの猶似合候て能候女房衆も若き間の加様に染たるを用ひられ候

生絹の帷子の事は依人可被着候平人など着申候事の努々不可有之候但十四五迄の依人着候子細有之儀候

丸生絹の事はも同前に候丸すゝしとのすゝしの裕の事也一重すゝしとの生絹の帷の事なり紋を付てもおり申候又一方をの赤又下ひいと白も仕候歟是をの白紅と申候又何も赤も仕候色々にせ申候間一向に候はず候

小袖の事依高下不着衣襲多候先たり物の事平人等の可有斟酌候旁御禁制にて候公方より御免候への被着候理運よの不被用候但又平人の子十四五迄の内々にてのゝんたうのたり物ならの着候ても不苦候

夫も外人参會よの着間敷候

白き小袖の事只の人への着不仕候但平人にもたはひら着候時の白小袖を用ひ候ても不苦候歟又出家等にくるゝのら候

繻子同段子の小袖はも御禁制にて候間人中へ着候事不可有之候但少人などへの又不苦候り

織筋の小袖の事老若をもに不苦候是も昔の不斷の斟酌候て晴の参會の時の着候様に承候當時への何も被用候間其拵にも不及候

藍の染小袖の事可然候依老若をれゝゝ相應候様にて用候年寄への紋をちいさく付たるの能候又若人には少し紋をねほきに付へゝ又いさうよ染候て目よ立候へは不可然候也

茶染の小袖の事不苦候うらうちの時も着候但若人への不相應候候也



又染様よもよるへし

紫の小袖の事御禁制のさたはなく候但下々の人など着候て然も其人の御前へ來候事は可有如何哉又紫もねりをこしをあけて染たるは能候こゝのありぬはいやく見え申候紫に四さらす何も染小袖はこゝをあけ申候

梅染の小袖の事是も不苦候人中へも着候但若方には不相應に候年寄は専ら着候うら打の時も着申候

かけあさき同りけもえさの小袖の事不苦候昔は逸申候當時はすたり候うら打の時ほども可有如何候哉小巡方の時は着用候也

茜の小袖の事是はきつと參會の時は可有如何候哉心安方は常に着仕候是も無紋の類よて候間依所着候まじき事にて候

無紋の小袖の事不着仕候内々にては左も有へし無紋の類よて候へとも茜の小袖はて字ほどの參會には被着候方も候也

紅梅の裕の事男は十四五迄は申候其比過候へは無着用候紅梅とは紅の裕の事にて候

赤き裕の事是は廿計迄も依仁體着候赤き裕とは糸を蘇木にて染れりたる事にて候又紅梅は糸を紅よて染申候大畧人目は同前のやうに見え候得とも殊の外相替候也

裕の事年寄には先あさきちやくんもえさくろ梅具類相應よて能候又若き人には朽葉ひわ柳色など可然候又ひわた色玉虫色や色空色とかけ色紫は三十計のひと着候也

紅梅のねりぬき白などは幼少の人被着候又紅梅の裕のうらは薄紅梅



にて有へし又ぬき白のうらも赤く候又ぬりのうらの白く袖はわきあ  
けたるへしえはしを著候はぬ前はわたあけにて候但烏帽子と著候と  
も依年わきをあげ申候也

白き袴の事不苦候うらうち又ははれほりたひらの時も可著候白袴と申  
ひきぬの袴の事也ぬりなどを仕候事ひなき事に候越前絹などをぬり  
候てうら面に仕候て用候是の袴の事にて候小袖に仕候て著候事ひな  
き儀に候御禁制にて候也

小袖を二えりに著候事自然の儀に候外人の前へ着候事努々不可有之  
候只二ツえり無難候て能候二ツえりとい小袖の襟と袖のえりとまて  
にて候又現喝食若衆などい三えり能候

小袖を大えりに着候事緩怠なる儀候殊以年寄の二えり可然候又うら  
らへのけて着申候も緩怠なる儀に候よき比に可着候

巡方同肩衣にひたを取候はぬの自由なる儀に候先如常ひたを取候事  
可然候

肩衣の色と同袴の色のかはりたるを着候事畧儀に候少人の不苦候  
但是も心安時の事也

半袴の事是も自由の儀に候着候事努々有間敷候又よの袴の依所着候  
わさと四ツの袴と着する事も候

打のけ肩衣の一段緩怠の心安方へもうちかけて見参する事有ましく  
候

袴のすそのぬひめをい三針さしにて能候あひもなく態とはりめをこ  
まかにぬひ候事いたもいあうらす候いやしき物にて候地下人など常



に用候

小袖と同肩衣袴の色同やうなるを着候もあじく着候不苦とい申すの  
ら少めにたち候

帯の事若人の色の赤を仕たるの能候又年寄のへま不入のから物  
の事など能候

帯の事つけ帯用候事能候くみ帯用ひ候事人中への不可用候いやしき  
物にて候也

大身四はりの袷少人など不苦上四いの赤下四いの白又のうす紅など  
の事よて候女中衆の不苦候

男の小袖のうらと赤くする事如何にて候少人の不苦候但夫も面  
色にもよるへし表赤く候への裏も赤くする事又小人の茜に染小袖

又の織筋などのうらを赤くする事無儀候紫の小袖又のちや染茜な  
どの裏を仕赤くする也色々是の少人の小袖の裏の事にて候

小袖うらを白くして紋は四りを藍染などに仕たるの自然少人など  
の不苦候年關たる人への不似合候間無益にて候是の小袖の地をへね

りて仕可然候其儘白よて紋は四り紺にてつけたる事にて候少又異  
相にも見へ候也

地をへ黄茶にして紋を紫又の萌黄又候蘇芳などに染たるの中程乃  
參會への可着候貴人の御前への斟酌しても可然候うつくしき小袖に

て候得と地下人など專着候間左様の儀も如此候にて候  
小袖袷などの色の四はりたるを着候事能候赤袖も同茜の小袖など

又悪候又朽葉乃袷に同朽葉のたり筋などの又悪候また黒茶の小袖あ



と着候時又紺の袴是も如何よて候紫を以て自余の儀分別あるへし  
男の着候小袖にいつれも綿をい入れ候又女房の小袖の上着に綿  
を入ぬものにて候上着といいち上よさられ候小袖の事にて候

膚に袴を不著候畧義候人中へ出候時の必可着候又袴の代よ白絹をは  
たに著候事是も畧義に候但三月など小袖袴にあつく候間小袖の下に  
うたひらを著候事も候是も不苦候寒時分ようたひらを著候いあしく  
候

小袖の時分よ袴を著候て罷出候い不苦候また帷子の時分袴など著候  
悪候亦袴などの時分に帷子を著候い不苦候但是も可然時宜候三月廿  
五六日の頃袴など著候可能候又四月廿八九日より五月二日三日など  
に帳子著候是も不苦候また四月初などに帷子など著申候事ちと異相

に見え申候又三月の初に袴是も同前よて候猶以是の其時節世上あつ  
く候へ自然に此方にて候心安方への加様にも仕候貴人の前への相  
定候時節の衣装可然候也

小袖のえりの後と巻候はて着候をいそうかうえりと申り近頃自由な  
る儀に候間人中へ如此着候事ハ努々有ましく候年寄など他人行の時  
はのくほへ風あたり候への巻たる襟をひろけて風比あたらぬ様に仕  
候若人などいすまじき事にて候也

ひとへ袖はその不苦候是の巡方の袖のみかきよて候間依時宜人中  
にも着候事も又裏の付たるの着ましく候緩急なる儀に候  
村播染たる上下同肩衣袴の事依人着候不苦との申あから本々の参會  
の時ハ如何有へきや先ハ如常縫め付可然候地紋よしてそれを紫に志



たるの事にて候

帷の事先五月五日に厚絹のかたひらを可着候六月より越後布など可然候又七夕の帷子の必越後布たるへし

帷の袖の上に縫上を仕候事常の儀にて候袖の内仕たる能候又女房の帷の縫上を袖の外仕候事小袖の袖の上に縫上をする事有間敷事也同小袖れこしのあてに縫上する事も無之但又喝食の小袖にこしの下に縫上を必仕候

帷子の時分世間も寒く候へ帷子の下は裕を重ねても着候寒とて帷子の上に重て着候へ惡敷候又裕の時も寒候へ下に小袖などを重て着申候へ不苦候

社参の時の十徳に常の巡方のこきく絞を付申候又地紋にも付る人候に袴も後こしと又兩のものたちこに付候是も地紋にも仕候但地紋に畧儀に候遠所は社参の時十徳を着て其上にふと帯して腰當を仕太刀をはきて鞆を付同弓を持候ふと帯の白き布と母をくわりてそれをくけて用候也



諸家參會之時可覺悟條々

諸家參會の時太刀以下にて御酒の時御禮の事ハ主客前後之事時宜に  
よるへ一客貴人にて候は、亭主よを可被進候又亭主貴人にて候は、  
客人よりも可被進候不定の由申也

他家へ主人の爲使者罷出時主人より太刀を被進候は、其趣を申て太  
刀と渡して後自分に御禮申候は、縁にても又御座舖にても愚身も序  
ながら一腰にて御禮申度由申て可渡之也奏者彼太刀を一具に披露の  
様ハ彼申たることくに披露申へしさて御酒半などにては時宜見合太  
刀にても御禮可申也

同時御酒半は盆香合等の唐物の類にて御禮申候事ハ不及見候但四ね  
て一段と罷出候時ハ物以下可被遣候然者對面以前にみやけとして



可被進候亭主よりの俄の参會よもから物以下被進候事數度有之  
同時乘たる馬を進候事候の轆とたろしあらひ轡にても又乗くつわ  
よても引て可被進候轆を置なからも被進候しりみとまきたらひまき  
たて、可被進也

同時馬太刀などにては御禮可申候に可然馬にも乗候はずの太刀を進  
候時馬をもと詞にて約束申事常にある事也やかてひかせ可被進也  
御酒の時御酌にて太刀を被進候は、被進候人の同名又の内の人持候  
て可罷出主君の右へ持參申候は、つゝのつたど主人の方へなしてま  
いらせへし又座舖によりて左より進候とよまはひきのつたをさし出  
し申へし是則被進候勝手たるへし如此の事も轉てゆくおなき人も俄  
はいまうある事在之也

同給候人の盃を下に置謹て頂戴可有但ちやうあいの事の互の位よ  
るへき間不定さて右の脇へ取まはして被置候を誰人も罷出取可罷立  
なり

同参會の時猿樂田樂以下に折紙遣事候は、其時の申次の人又知音の  
人に談合候て某殿より被遣候と申聞可遣候自身の遣候ましく候自然  
太刀などの自身も可遣候は是も以余人遣事猶可然候又時儀にもよる  
へし

同時主人又の客人共よ一番に打刀を被進候事ハ畧儀にて候先太刀を  
被進候て後々の打刀も可被進候打刀ハ一どのやうに候間何もそひ  
候ましく候た、打刀はわりたるへし

同参會の時惣領たる人其客人を賞翫にて候は、其庶子も太刀おとに



て御禮勿論候客人より太刀などを給候は、其返禮の事ハ不及申可被  
進候

同參會の時惣領の盃と其庶子たへ候は、ささめつきの頂戴いたすま  
く候然共同名中其外心やすき間にての參會の時ハ尤いたさ申へし  
貴人主人の御前にてゆめくちやうたい有ましく候

貴人主人の御前にて今日ハ精進よて候など、申事有ましく候御尋の  
時ハ一往ハいと申て猶御尋の時ハすくに申たる可然候殿中よて  
も此分たるへく候

主人又ハ貴人私へ御出の時ハ門外まで罷出事も可有之又庭上にて出  
合申事も有之在所の事ハ其家作又ハ時儀によるへし又諸家へ御成の  
時ハ其亭主大門の柱のさわまで罷出のこまり候門の左右の事ハ御

成路次によるへし御成も如此候間おれよまたひ主人御出の心得も  
同前たるへきか

貴人などの御前にてはれの役仕候時ハかならずあはしかげをすへし  
大法よて候犬追物以下の時も同前殿中にたひて披露など申時も烏帽  
子つけを可仕のよし申也

女中にてめしつりはれ候時刀を置候てまいり候など、申人も候しほ  
とに尋申候へハ刀をぬく事ハゆめく有ましく候自然佛法の師など  
の前へ心安れ間よて罷出候は、ささめつきの様の貴人の御前へ罷  
出候とも刀をすし可申候御湯殿風呂又ハ御くしなど、に參候は、刀を  
ぬくへし其外刀をぬき申事ハ曾以有間敷由申候など

貴人の御前へ罷出候時ハ扇とぬきて紐皮をすあふと小袖の間へ入候



て可罷出召仕候時も又同前

式の引手物と申事の五種にわたりたる儀にて候其請取渡一様の事の渡での次第のことく受取へし流々によりて次第かたり候先一番に太刀二番に弓征矢三番に鎧たるへし又々馬渡して後にも人も候へし然共本儀のまへの次第可然候御目にうけ候も同前御成の時の前より御さし礼よをわかれ候間別に仕合のなく候如此時はわいそへ兩人もめしつれられ候又請取人も同前

奏者仕候時折又の板物など請取候て披露候は、其ま、御前に置へく候又とるへきの美物などのやうて取候て可仕候普通の此分候殿中にての何も相替儀共候

御能の時舞臺へ燭臺持参の事燭臺持参の時も又をとり候時

つ御前の方より取可申又をん取候事臺をわら取候事可然候蠟燭をとりたろして取事の不可然候但さやうにも成候はてわなはさるやうにも候も、力れよはす候惣別大事の物にて候火などちり候はぬやうに可取候もさみにて取候事可然候箸にて取候事も能々心をそへ候はねは仕合あしく候又箸の事の二方に可焼候庭もせはさ所よての蠟燭も御前の方二方にはわりも候ひし事も在之のやうの役のさくりたる役にてのなく候殿中よての御供衆の役にて候次の間などは同朋衆の役にて候

御座鋪へ燭臺持参の時の右に持之有明などの大なるの兩方にも可持之御座鋪にての臺の足を貴人の方へ向候事可然候ころひなと仕候時の用心にて候



たどへせはき所にも二所にたてられ候事可然候風など吹け候用心  
なり又一所にも可有之

御能の時女中より猿樂に小袖被遣事別にはる事の有ましく候廣蓋  
に入れ候を誰人も可被遣候女中よりとして女房衆の遣はされましく  
候男衆取次申へし

同時折紙など被遣候事可有御能過候てうたひ申又ハ舞など舞申候時  
被遣候て可然候其時被遣候人の御名を申聞候て可然候被遣候得は大  
夫面をはつして御禮申上間仕合あしく候間御能候て何を被遣候是  
は殿中にての事自余にては能半も可被遣歎如何候

御簾を明け又あけ申事御簾ハ御座敷の内におり候あけ様此事ハ  
ちへまき候てふさりけよ明け鈎さき外へなり候 神前の御簾ハ是も

卷様ハうちへまき候かきハ外に候てうちへ明け候兩人して卷へし  
御簾の御前をとより申時ハ兩手をつき可申候御みんども可申候へど  
もきよれんと申候て可然候所により御みすとも可申也若片手つき候  
ハ御簾のつたをつくへし

妻戸の間又まどみの間をとほるへららすさりなから通候はて不叶事  
候ハ不及是非候殿中にてのみおらじと申候是を出入心得有よし申  
ならむ候なり

四本かゝりの満中理運に通事有へからず但是もどほり候はて四女ハ  
候はすハ御通にて手をつた御禮可申候

座頭そうちやの事主人見參候は上手を引て可參候但座頭なりらむた  
しに候は後見よはす候さて座鋪よてのよきほとに所を相計



是にあれと可申聞候平家をもりたり申候ハ、座頭申旨にまかせ琵琶を可持參座頭の引候勝手に可渡候又折紙御小袖など被遣候は、於御座鋪手にて可遣退出の時も同前たるへ殿中にて惣檢校出仕の時覺悟此分余も准之

主人の御前にてあつきとて扇をつりふへからすあせのこひ申へからす殿中にても此分也

人に相對して物を申時あをのきて申事ひろう也又うつふきても用心彼是あしき間向の人の刀のつゝを見合候て申事可然候よし申候但又人體にもよるへし

うら打の時黒太刀を可持也刀もさや巻をせ候事本儀あり

うら打小袖など人に遣候は、廣蓋に入候へし其次第の裕小袖うら打

と次第可有小袖のことくにうらうちをもひさねておりのひたどつねの如く可渡也

新小袖をどち候事袖の下をどち申候也殿上八朔など進上の小袖もどち申候なりよめ入などの時ハどちやうもかわりなど、申人も候か様の體に故實あるよし申候なり

三えりの小袖を着用候事畧儀にて候兒若衆などの色紋にさもあるへし又老者の物を多く着用候間不苦候歟

馬上人に物申事左右不定乍去馬手より申て可然よし候也

馬上人に鞭を可進事馬の前をとほるへからす後へまわりて馬手より馬にたちそひとつの方を卒度可進あらけなく指出候事不可然候馬驚事も候まゝつゝに可進事也



鷹の鞭をいたゝきたるゆたを可進さし候ゆたの進すまゝ候  
同鉗袋を人に可渡事ねをうけゆたをもちへ入候事も在之又其儘  
置候事も有之さて渡候時ひるの鳥くひ夜ゆうささゆらと可渡  
之是の夜晝の心得有之事也

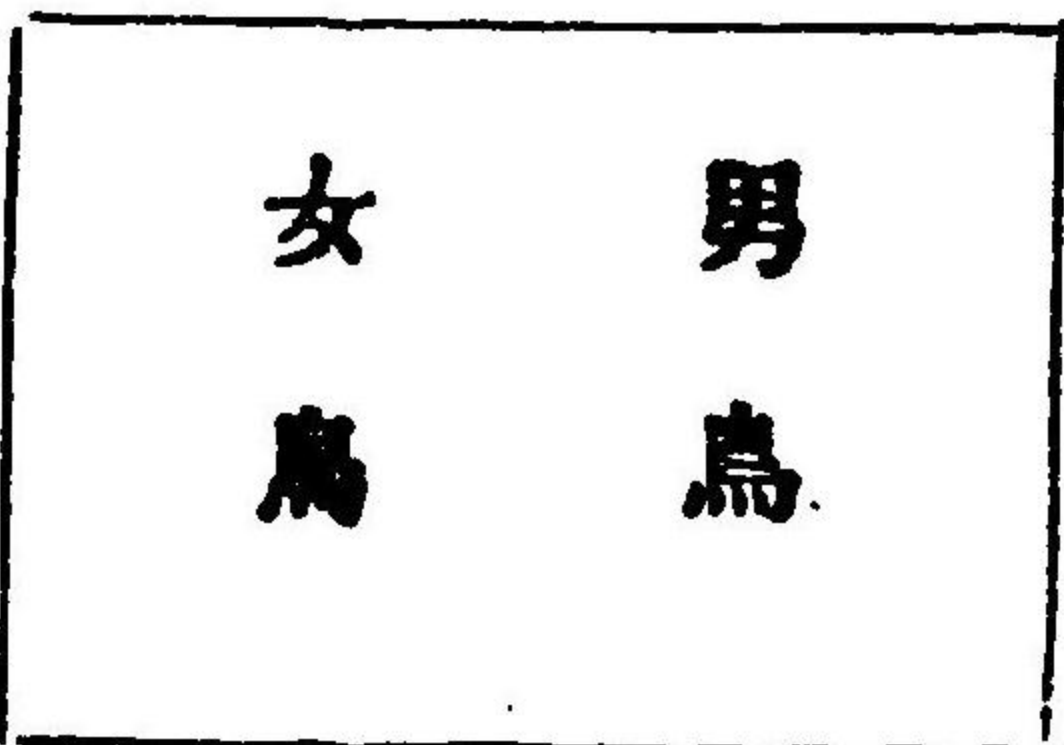
鷹の鳥と申事ハ雉にゆたりたる詞なり其外ゆたの鷹たゆのうつら  
など可申候何鳥をもたゆの鳥と申まゝ候

狩と申すハ鹿ゆりの事なり其外ハ鷹かりうつらかりゆみちゆりさく  
らゆり甘ゆりなど申へき也たゆゆりゆ鹿かりの事たるへと惣別  
狩こと葉のならひなくしてハ人の前にて申間敷候

鷹の御目に懸候事尾のゆたを御目にゆくへゆひくちを御覽候様  
可有尾のゆた御目にゆけ候事鷹の鳥にゆりたりたる事なるへと

白鳥其外臺すわり候鳥を兩人してゆきて御目ゆゆけ候ゆ左のり  
ゆらのゆたを可懸御目左の羽うらへかゆらを引まはして可置之  
鳥を臺すへ候ゆ横目にすへ申へ板目にゆすへまゝ候春ハ女  
鳥と端へすへ其外の季にハ男鳥をはゆすへ可申候たとへ

御前



御前よを御覽候て  
女鳥右よ有へ

御火鉢又ハゆろりなどよよ炭置申事男衆の事ハ申に不及女房衆も



御手にてたかれ候火箸にて置事ゆめく有間敷候

鏡れさへ申事貴人めされ候は左にて口をひひへ右にて舌ささと押候てめさせ申へし等輩への左にてちから革右にてかこをひひへて乗へし若又下輩への両手よちから革をひひへ乗すへし此三の品分別あるへきよし申習候

鞍に付てい木ゆ木と申事有之いつれもくるしゆらす居木柚木此二の字是也

鞍に直弟と云事則此字也大坪事也目錄等にも直弟とも書又大坪共可書之也

ゆひけ茂さして貴人の御前へ参事不可有自然犬追物などの時俄に御酒など被下事有之右ゆかけ計とるへし但とるはそのすまなくは

手覆をむくるへしゆひけさす時の右よりさして左よりとるへし



外新集覽  
近藤瓶城

明治十六年十二月一校了

近藤瓶城

明治十六年十二月十日出版御届

著者故人

無名氏  
東京府平民

出版人

近藤瓶城  
深川區富岡門前町  
七十番地

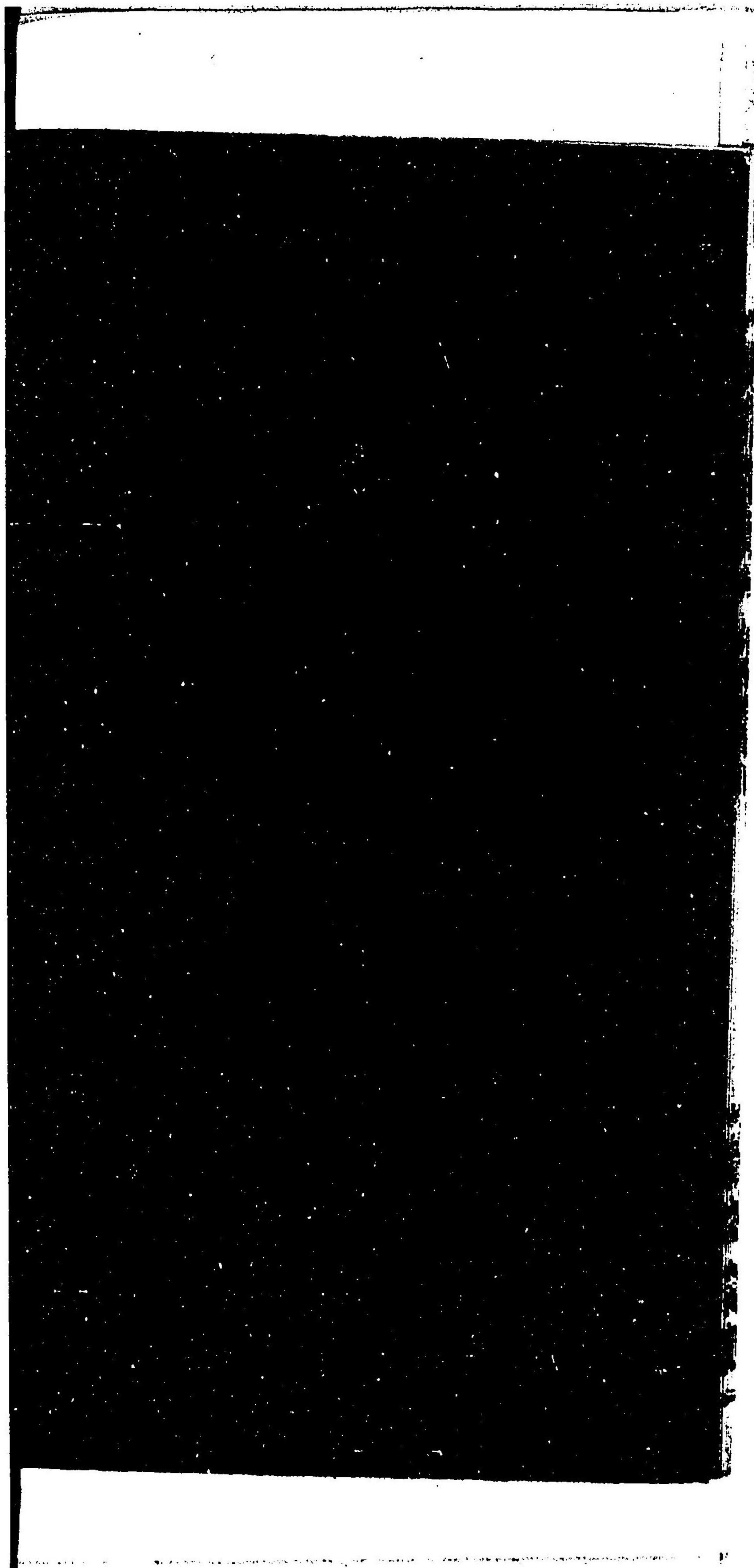
發兌出版元

東京深川公園地  
近藤活版所  
芝濱松町壹丁目十五番地  
志賀二

取次人

特 2  
830







特 2  
830

諸大名出仕記  
年中恒例記

027391-000-0

特2-830

年中恒例記 (諸大名出仕記)

広橋 兼秀 / 著

M16

ADJ-0160

